

令和 4 年 第 2 回  
霧 島 市 議 会 臨 時 会  
一 部 改 正 条 例 新 旧 対 照 表

霧 島 市

目 次

議案第59号 霧島市農地災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正について

・・・ 1

議案第59号 霧島市農地災害復旧事業分担金徴収条例（平成18年霧島市条例第119号）の一部改正について

改正後	改正前						
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 国の補助事業に適用する分及び_____農地小災害復旧事業とする。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第3条 事業の施行により徴収すべき分担金は、<u>別表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。</u></p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 国の補助事業に適用する分及び<u>激甚指定された</u>農地小災害復旧事業とする。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第3条 事業の施行により徴収すべき分担金は、<u>補助災害については当該農地災害事業に要する費用のうち国の補助金額を除いた額の5分の1、農地小災害復旧事業については一般財源相当額の10分の1とする。</u></p>						
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="170 630 1099 927"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 630 439 667">種類</th> <th data-bbox="439 630 1099 667">分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 667 439 852">補助災害</td> <td data-bbox="439 667 1099 852"> <p>次の各号により算出した額の合算額</p> <p>(1) <u>当該農地災害復旧事業に要する費用（委託料を除く）のうち国の補助額を除いた額に5分の1を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>当該農地災害復旧事業に要する委託料に100分の2.6を乗じて得た額</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 852 439 927">農地小災害復旧事業</td> <td data-bbox="439 852 1099 927"> <p><u>当該農地災害復旧事業に要する費用に100分の2.6を乗じて得た額</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	分担金の額	補助災害	<p>次の各号により算出した額の合算額</p> <p>(1) <u>当該農地災害復旧事業に要する費用（委託料を除く）のうち国の補助額を除いた額に5分の1を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>当該農地災害復旧事業に要する委託料に100分の2.6を乗じて得た額</u></p>	農地小災害復旧事業	<p><u>当該農地災害復旧事業に要する費用に100分の2.6を乗じて得た額</u></p>	<p>(新設)</p>
種類	分担金の額						
補助災害	<p>次の各号により算出した額の合算額</p> <p>(1) <u>当該農地災害復旧事業に要する費用（委託料を除く）のうち国の補助額を除いた額に5分の1を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>当該農地災害復旧事業に要する委託料に100分の2.6を乗じて得た額</u></p>						
農地小災害復旧事業	<p><u>当該農地災害復旧事業に要する費用に100分の2.6を乗じて得た額</u></p>						